

第 4 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成30年10月2日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第4回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成30年10月2日(火曜日)

午前10時0分開議

午後0時6分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成30年度熊本県一般会計補正予算(第4号)

議案第3号 熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 熊本県立劇場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 財産の取得について

議案第13号 財産の取得について

議案第30号 専決処分の報告及び承認について

報告第5号 公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出について

報告第6号 フィッシャリーナ天草株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第7号 公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類の提出について

報告第8号 天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第9号 熊本空港ビルディング株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第10号 豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出に

ついて

報告第11号 肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第36号 平成29年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について

報告第37号 公立大学法人熊本県立大学の平成29年度に係る業務の実績に関する評価について

報告第38号 公立大学法人熊本県立大学の第2期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価について

請第32号 私学助成に関する意見書の提出を求める請願

請第36号 消費税増税と「軽減税率」導入に反対する意見書提出に関する請願

閉会中の継続審査について

報告事項

①『ONE PIECE』連携復興応援事業の進捗状況について

②平成29年度熊本県普通会計決算の概要について

③県央広域本部・防災センター合築庁舎(仮称)の設計について

④県内市町村の平成29年度決算の状況等について

⑤【平成28年熊本地震復興基金】市町村創意工夫事業の活用予定事業

⑥ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート事業の対象企業・学生等の募集について

⑦川辺川ダム問題について 第12回「五木村の今後の生活再建を協議する場」の概要について

⑧「熊本版図柄入りナンバープレート」

の交付について

出席委員(7人)

委員長 内野 幸喜
副委員長 末松 直洋
委員 前川 收
委員 溝口 幸治
委員 早田 順一
委員 濱田 大造
委員 大平 雄一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 坂本 浩
政策審議監 白石 伸一
危機管理監 松岡 正之
秘書グループ課長 府高 隆
広報グループ課長 市川 弘人
くまモングループ課長 小金丸 健
首席審議員
兼危機管理防災課長 宮本 正

総務部

部長 池田 敬之
理事兼県央広域本部長
兼市町村・税務局長 本田 充郎
政策審議監 青木 政俊
総務私学局長 満原 裕治
人事課長 小原 雅之
財政課長 下山 薫
県政情報文書課長 村上 徹
総務厚生課長 坂本 弘一
財産経営課長 永江 昌二
私学振興課長 塘岡 弘幸
市町村課長
兼県央広域本部総務部長 間宮 将大
消防保安課長 門崎 博幸
税務課長 増田 要一

企画振興部

部長 山川 清徳
政策審議監 岡田 浩
地域・文化振興局長 水谷 孝司
交通政策・情報局長 藤井 一恵
首席審議員兼企画課長 内田 清之
地域振興課長
兼県央広域本部振興部長 倉光 麻里子
文化企画・
世界遺産推進課長 西尾 浩明
川辺川ダム総合対策課長 吉野 昇治
交通政策課長 重見 忠宏
交通政策課政策監 清田 克弘
情報企画課長 島田 政次
統計調査課長 山田 裕二

出納局

会計管理者兼出納局長 能登 哲也
会計課長 無田 英昭
管理調達課長 岡村 英治

人事委員会事務局

局長 田中 信行
首席審議員兼総務課長 井上 知行
公務員課長 小崎 至

監査委員事務局

局長 中山 広海
監査監 田原 英介
監査監 石川 修
監査監 工藤 真裕

議会事務局

局長 吉田 勝也
次長兼総務課長 横井 淳一
議事課長 中村 誠希
政務調査課長 上村 祐司

事務局職員出席者

議事課参事 小池 二郎
政務調査課課長補佐 岩永 千夏

午前10時0分開議

○内野幸喜委員長 それでは、ただいまから
第4回総務常任委員会を開会いたします。

今回付託された請第32号及び第36号について、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

まず、請第32号についての説明者を入室させてください。

(請第32号の説明者入室)

○内野幸喜委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡単をお願いいたします。

(請第32号の説明者の趣旨説明)

○内野幸喜委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査をいたしますので、本日はこれでお引き取りください。

(請第32号の説明者退室)

○内野幸喜委員長 次に、請第36号についての説明者を入室させてください。

(請第36号の説明者入室)

○内野幸喜委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡単をお願いいたします。

(請第36号の説明者の趣旨説明)

○内野幸喜委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査をいたしますので、本日はこれでお引き取りください。

(請第36号の説明者退室)

○内野幸喜委員長 それでは次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、議案等について執行部の説明を求めた後に質疑を受けたと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔をお願いいたします。

まず、総務部長から総括説明をお願いいたします。

○池田総務部長 それでは、今回提案しております議案の概要について御説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算につきましては、議案第1号といたしまして、熊本地震からの

復旧、復興、7月の大雨、台風からの復旧を図るための予算を中心に、99億円を計上しております。

このほか、熊本県公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例の一部を改正する条例の制定や専決処分等の報告、承認などにつきましても、あわせて御提案、御報告を申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、予算の詳細な内容及び条例等議案につきましては各課長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○内野幸喜委員長 次に、財政課長から、今回の補正予算の概要等について、説明をお願いいたします。

○下山財政課長 財政課でございます。

総務常任委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

9月補正予算の概要について御説明します。

今回の補正予算は、熊本地震からの速やかな復旧、復興を図るための事業に加え、7月の大雨及び台風第7号による被害への対応を中心に、必要な予算99億4,900万円を計上しております。

その主な内容としては、(1)の熊本地震への対応分として、35億6,800万円を計上しています。

内訳は、①被災者の救済、生活支援として、被災者支援広報事業が500万円、②社会・産業インフラの機能回復として、公共土木の災害復旧関連事業に、3項目合計で25億1,700万円、③その他として、熊本地震震災ミュージアム具体化推進事業が2,800万円などでございます。

次に、(2)の大雨及び台風第7号の被害へ

の対応分として、団体営農地等災害復旧事業費、緊急治山事業などに46億6,700万円を計上しています。

最後に、(3)のその他として、17億1,400万円を計上しています。

内訳は、県有施設のブロック塀撤去等経費として5億8,500万円、民間のブロック塀等の所有者に対し、撤去に係る助成を行う市町村への助成として1,300万円、医療施設における防火対策のためのスプリンクラー等の整備に対する経費として1,200万円、大河ドラマ「いだてん」を活用して県内観光のPRを図る経費として3,900万円、熊本市繁華街の治安維持を目的に検挙活動を強化するための取り締まり資機材の整備費用として100万円などでございます。

これらの補正により、冒頭、総務部長が御説明しましたとおり、9月補正は総額99億4,900万円となり、補正後の予算規模は8,548億6,100万円となります。

2ページをお願いします。

上段の表は、一般会計のほか特別会計の今回の補正予算の内訳となります。

特別会計については、厚生常任委員会で御審議いただきます。

その他、参考として、熊本地震関係のこれまでの予算措置状況を整理しております。

右側の表は、平成28年度及び平成29年度の最終予算と30年度の現計予算に加え、今回の9月補正予算のそれぞれの予算額と累計総額を区分ごとにお示ししております。

今回の補正を加えまして、円グラフ記載のとおり、9月補正後の熊本地震関連予算は、累計総額で8,579億円となります。

1枚おめくりいただきまして、資料の3ページをお願いします。

次の4ページとあわせて、歳入予算となります。

4ページの12、繰入金は、歴史的建造物の復旧に対する支援のための被災文化財等復旧

復興基金からの繰り入れ、また、9、国庫支出金と15の県債は、地震や大雨などの災害関連事業のため、予算額が多くなっているものです。

続いて、おめくりいただきまして5ページをお願いします。

6ページとあわせて、歳出予算の内訳となります。

歳出予算の主な事業として、5ページの(3)物件費では、若者の地元定着の強化促進などに要する経費など、(4)その他では、道路の風倒木や土砂の除去などを行う経費を計上しております。

また、6ページの2番、投資的経費は、地震や大雨などの災害復旧対応事業等を計上しております。

おめくりいただきまして、7ページをお願いします。

今回の補正に伴い必要となります地方債の補正の内容でございます。

以上が今回の予算の概要でございます。よろしくお願いたします。

○内野幸喜委員長 引き続き、担当課長から議案等について説明をお願いいたします。

○白石政策審議監 知事公室でございます。

同じ資料の9ページをお願いいたします。

防災総務費につきまして、2,800万円の増額補正をお願いしております。

右の説明欄をお願いいたします。

熊本地震震災ミュージアム具体化推進事業でございますが、熊本地震で大きく被災しました東海大学阿蘇キャンパス1号館建物を震災遺構として保存するための設計に要する経費につきまして、補正予算をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○間宮市町村課長 市町村課でございます。

11ページをお願いいたします。

被災市町村に交付いたします熊本地震復興基金交付金について、1,000万円の増額をお願いしております。

内容といたしましては、仮設住宅にお住まいの生活再建困難者に対する支援事業につきまして、6月補正で熊本市以外の市町村分を先に議決いただいておりますが、今回、熊本市の体制が整ったことから、熊本市分として1,000万円を増額補正するものでございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○増田税務課長 税務課です。

同じ11ページの下段をお願いします。

賦課徴収費として2億2,500万円をお願いしております。

右説明欄をお願いします。

県税過誤納還付金として、法人事業税などに係る過誤納還付金が不足する見込みであることから、増額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○島田情報企画課長 情報企画課でございます。

資料の13ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。情報処理関連業務としまして、平成31年から平成33年度までに、限度額5億6,000万余の設定をお願いしております。

これは、本庁と地域振興局とを結びます熊本県総合行政ネットワークで使用いたします専用回線の借り上げ分で、3年契約を行っている現契約が今年度末で期限を迎えることから、来年度以降の契約を本年度中に行う必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたし

ます。

○小原人事課長 人事課でございます。

続きまして、条例等議案について御説明いたします。

資料の14ページをお願いいたします。

第3号議案、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

資料の15ページ、条例(案)の概要で説明させていただきます。

条例改正の趣旨ですが、指定管理候補者の選定の特例、つまり公募しないで指定管理者を選定することに関する規定を整備するものであります。

具体的には、今回第6号議案で提出させていただいております県立劇場において、施設の目的や特性等から、選定の特例の適用、つまり非公募による選定を検討していることを踏まえ、その場合の本条例とそれぞれの公の施設の設置及び管理に関する条例との関係性を明確化するため、関係規定を整備するものです。

2、改正内容ですが、指定管理候補者の選定の特例として、現在のところ第5条第1項に、公募を実施したが応募がなかった場合等の3つの要件を規定しております。

今回の改正で、「公の施設の管理の業務を特定の団体等に行わせることが必要な場合がそれぞれの公の施設の設置及びその管理に関する条例に定められているとき。」を新たに第4号として追加するものです。

3、施行期日は公布の日としております。

人事課は以上です。御審議よろしくをお願いいたします。

○下山財政課長 財政課でございます。

16ページから18ページの熊本県手数料条例の一部を改正する条例を記載しております。

説明は、18ページの条例(案)の概要で説明

をさせていただきます。

まず、1の条例改正の趣旨ですが、建築基準法の一部改正等に伴い、あわせて手数料等の規定を整備するものでございます。

次に、2の主な改正内容をごらんください。

(1)の建築基準法関係は2点ございます。

1つ目は、接道規制の特例許可手続の簡素化が図られています。新たに建築認定事務が設けられたことに伴いまして、建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料を申請するものでございます。

2つ目は、興行場等の仮設建築物の存続期間の延長が図られ、存続期間が1年を超える建築許可事務を新たに設けられたことに伴いまして、仮設興行場等の建築許可申請手数料を新設するものでございます。

次に、(2)の林業研究指導所関係でございますが、新たな試験装置の導入に伴いまして、林業研究指導所試験手数料を改定するものでございます。

次に、(3)の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行規則関係でございますが、申請手続の簡素化が図られたことに伴い、登録申請者の負担を軽減し、住宅確保要配慮者の住まい確保を一層推進するために、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録申請手数料を廃止するものでございます。

次に、3の施行期日ですが、速やかに施行するために公布日としております。

最後に、4のその他ですが、所要の経過措置を定めるほか、今回の手数料新設等に伴い、あわせて収入証紙条例の関係規定も整理いたします。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○増田税務課長 税務課でございます。

資料19ページをお願いいたします。

第5号議案、熊本県税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

20ページで御説明申し上げます。

改正の趣旨は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律、いわゆる省エネ法の一部改正により地方税法の一部が改正されたことに伴い、関係規定を整理するものでございます。

改正内容としましては、法改正に伴い県税条例で引用している条文に条ずれが生じたことにより整理を行います。

施行期日は、省エネ法の一部を改正する法律の施行日でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○西尾文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

資料の21ページをお願いします。

第6号議案、熊本県立劇場条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

説明は、条例(案)の概要で御説明いたします。22ページをごらんください。

1の条例改正の趣旨ですが、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律の施行及び平成28年熊本地震からの復興により再認識されました実演芸術の重要性等を踏まえ、熊本県立劇場の機能強化を図る必要があるため、県立劇場の業務内容を見直すとともに、指定管理候補者の選定方法の特例に係る規定を整備するものです。

2の主な改正内容になりますが、2点ございます。

1点目は、条例第3条の業務に、県立劇場が県の文化拠点として担う業務として、①実演芸術を担う人材の育成及び確保を行うこと、また、②実演芸術の振興のため、県内文化施設や関係機関等と連携した取り組みを行うことなどの具体的な業務内容の規定を追加し、県立劇場の役割を明確にするものです。

県立劇場は、文化、芸術の継承、創造、発信の拠点、人材育成や確保の拠点、それから県内文化施設の中核としてのネットワークの拠点など、県の文化拠点として、多岐にわたる役割を担っております。

今後は、長期的、継続的に、質の高い文化・芸術事業の企画、実施、それを支える人材育成の確保、また、地域の文化ホールや文化団体等と連携し、県内全域で実演、芸術に触れる機会を広げるなど、その機能、役割を一層強化していく必要があることから、新たに業務内容を追加し、明確にするものです。

次に、2点目といたしまして、このような県立劇場の機能や役割を最大限に発揮させるためには、県と一体となって長期的な視点で継続的、安定的な管理運営体制を確保する必要があることから、そのような団体の選定につきましては、これまでの方法による選定方法に加えまして、特例として非公募による選定も可能とする規定を整備するものです。

最後に、施行期日についてですが、公布の日からとしています。

続きまして、23ページをお願いいたします。

第12号議案、財産の取得についてでございます。

本議案につきましては、予定価格が7,000万円以上の動産の買い入れになりますので、財産の取得に当たりまして、熊本県財産条例第3条の規定に基づきまして、本議会での議決をお願いするものでございます。

24ページの財産の取得の概要をごらんください。

取得する財産についてですが、熊本県立劇場舞台照明器具一式となります。スポットライト、ストリップライト、エフェクトなど、舞台照明器具を更新するものでございます。

取得の予定価格は8,532万円、契約の方法は一般競争入札、取得の相手方は飯塚電機工業株式会社でございます。

3の取得の目的でございますが、県立劇場の舞台照明器具は、演劇ホールで35年、コンサートホールで25年が経過しており、既に耐用年数を超過し老朽化が進んでいることから、舞台照明設備の機能向上を図るため、更新するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○島田情報企画課長 情報企画課でございます。

資料25ページをお願いいたします。

第13号議案、財産の取得について御説明いたします。

前号議案と同じく、財産取得に当たりまして、本議会での議決をお願いするものでございます。

26ページの概要をごらんください。

先ほど債務負担行為の設定で御説明いたしました熊本県総合行政ネットワークの専用回線を接続するもので、本庁と地域振興局等約70カ所に設置いたしますルータ、スイッチ等の通信機器を取得するものでございます。

一般競争入札を実施いたしまして、西部電気工業株式会社熊本支社が4億9,140万円で落札し、8月20日に仮契約を締結しております。

3の取得の目的でございますが、現行機器が購入から9年を経過いたしまして老朽化が進み、障害発生も見られることから、ネットワークの安定的運用を図るため、機器を更新するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○永江財産経営課長 財産経営課でございます。

資料の27ページをお願いします。

第30号議案でございますが、樹木の管理瑕疵による事故に関する専決処分報告及び承

認についてでございます。

次の28ページの概要で御説明いたします。

本件事故は、平成30年5月29日午後4時ごろに、菊池保健所の外来駐車場で発生しております。

事故の状況でございますが、5番に記載のとおり、和解の相手方が外来駐車場で出庫するために車両を後退させたところ、垂れ下がった樹木、桑の木でございますが、その枝が車両と接触し、車両の屋根部分を損傷させたものでございます。

樹木の枝が車両の高さ以下に垂れ下がっており、事故発生の危険があったにもかかわらず、適切な樹木管理を行っておりませんでした。このため、県に管理瑕疵があり、相手方が事故を予見、回避することは困難であったことを考慮しまして、県の過失割合を10割とし、損害の全額に当たる9万7,081円を賠償額としております。

なお、今後、同様の事故が起これぬよう、各庁舎等の管理者へ樹木の管理を徹底するように通知し、今回の事故原因である樹木については、伐採する措置を行いました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○村上県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

ここから報告をさせていただきます。

私からは、報告第5号、それから報告第37号及び報告第38号、3件につきましては、いずれも熊本県立大学関連でございますので、一括して報告をさせていただきます。

それでは、資料29ページをお願いいたします。

報告第5号、公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

これは、地方自治法の規定によりまして、県が出資等を行っております法人の経営状況に

ついて報告するものでございます。本日、県立大学も含め7法人について、報告をさせていただきます。

内容につきましては、別冊資料で説明をさせていただきます。表紙に「公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類」というのがあると思います。こちらをお願いいたします。

まず、2枚おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

1ページから2ページにかけまして、法人の役員、審議機関、学生数や教員数などの大学の概要及び組織図でございます。説明は省略いたします。

1枚おめくりいただきまして、3ページをお願いいたします。

平成29年度の事業報告でございます。

教育、研究、それから地域貢献などの分野ごとに、代表的な取り組みを記載しておりますが、内容が、後ほど御説明します報告第37号の平成29年度業務実績評価書と重複いたしますので、ここでの説明は省略いたします。

次に、4ページをお願いします。

平成29年度の財務状況でございます。

4ページに貸借対照表、5ページに損益計算書を掲載しています。

5ページの損益計算書をごらんください。

平成29年度は、一番上の欄でございますが、経常費用が23億2,000万円余でございます。中ほど、やや上の欄でございますが、経常収益が24億4,000万円余となりました。この結果、一番下の欄でございますが、当期総利益は1億円余となっております。これは、平成28年度とほぼ同規模でございます。

6ページをお願いいたします。

平成30年度の事業計画でございます。

平成30年度は、3つの重点項目に取り組んでおるところでございます。

1つ目は、県が中期目標でも求めておりますグローバル化の推進、その具体化として、

国際的な視野と認識を高める教育研究の推進を上げております。学生の海外派遣や留学生の受け入れの促進を図り、学生の国際的な視野と認識を高める教育を推進します。

2つ目が、県立大学の特徴でもございます地域との幅広い協働を確立する教育研究の推進でございます。地域に学ぶことを重視した教育及び地域課題の解決に資する研究を推進します。

3つ目が、社会や時代の状況を踏まえた対応でございます。主なものとして、平成33年度入学者からスタートします大学入試制度改革に向けた検討を進めることとしております。

7ページをお願いいたします。

平成30年度の収支予算書でございます。平成30年度は、収入が授業料や県からの運営交付金等により25億6,000万円余、支出が教育研究経費等により収入と同額の25億6,000万円余を見込んでおります。

県立大学の経営状況の説明は以上でございます。

続きまして、委員会資料39ページをお願いいたします。

報告第37号公立大学法人熊本県立大学の平成29年度の業務実績に関する評価についてでございます。これは、地方独立行政法人法の規定により、熊本県公立大学法人評価委員会が行った平成29年度の業務実績に関する評価を議会に報告するものでございます。

こちらも別冊資料で説明いたします。表紙に「平成29年度公立大学法人熊本県立大学業務実績評価書」と記載しているものをお願いいたします。

では、1ページをお願いいたします。

全体評価でございます。

まず、総論として、冒頭の段落のとおり、平成29年度は、第2期中期目標期間の最終年度として中期計画の仕上げに取り組み、着実な成果を上げた評価されております。

次に、分野ごとの主な評価について御説明いたします。

教育分野では、地域の諸課題を題材とした教育研究を推進し、県大の独自の取り組みでありますもやいすと育成システムにおいて評価制度を開始したこと、また、学生の個別指導を組織的に取り組んだ結果、管理栄養士国家試験の新卒合格率が2年連続100%を達成し、また、平成29年度卒業生の就職率が98.3%で、平成6年の男女共学化以降最高となったことが評価されております。

次に、研究分野では、各研究科の特色ある研究の成果を、論文集の発行やフォーラム等での報告により発信したこと、それから、科学研究費補助金への教員の応募率が5年連続で100%を達成し、採択件数及び金額が法人化後最高となったことが評価されております。

次に、2ページになりますけれども、地域貢献の分野では、益城町、水上村と新たに包括協定を締結したほか、熊本地震を初めとする地域課題解決に向けた支援を行ったことが評価されております。

以下、国際交流の分野、それから学生支援の分野ごとに評価された点が書かれております。

最後に、課題として、大学院入試における志願者数が定員を下回ったこと、それから各学年の履修科目の上限を設定しますキャップ制の着実な導入が上げられております。

3ページ以降には、項目別の評価が記載されておりますけれども、説明は省略させていただきます。

報告第37号については以上でございます。

最後に、委員会資料40ページをお願いいたします。

報告第38号、公立大学法人熊本県立大学の第2期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価についてでございます。

これは、同じく地方独立行政法人法の規定

により、熊本県公立大学法人評価委員会が行った第2期中期目標期間、平成24年度から平成29年度までの6年間の業務実績に関する評価を議会に報告するものでございます。

こちらにも別冊資料で説明をさせていただきます。こちらは、表紙に「第2期中期目標期間」「公立大学法人熊本県立大学業務実績評価書」と記載しているものをお願いいたします。

また1ページをお願いいたします。

こちらにも、最初に全体評価が記載されております。

第1段落でございますけれども、総論として、第2期中期目標期間は、教育の質の向上、特色ある研究の推進及び地域貢献活動のさらなる推進に重点的に取り組んだと評価されております。

次に、第2段落では、この期間の最大の出来事として熊本地震の発生が上げられ、その際、避難者約1,400人を大学施設に受け入れ、学生や教職員が避難所運営等のボランティア活動を行ったこと、教育研究のテーマに熊本地震からの復興を取り入れたことが、極めて高く評価されております。

次に、同じく分野ごとの主な評価について御説明いたします。

教育の分野では、年度評価でも出てまいりましたが、県立大学の独自の人材育成システムでございますもやいすと育成システムをこの6年間で確立したこと、また、これも年度評価のほうでも出てまいりましたが、管理栄養士の国家試験合格率、これにつきまして、6年間の平均合格率が91.7%と非常に高い率を達成したことなどが高く評価されております。

一方、一番最後の下から2行目ですけれども、課題として、文学研究科及びアドミニストレーション研究科の大学院入試におきまして、志願者数が大きく減少していることが上げられております。

次に、2ページのほうに参ります。

研究分野でございます。各研究科による独自の研究の推進のほか、これも年度評価のほうにも出てまいりましたが、科学研究費補助金への教員の応募率100%、これを5年連続で達成したこと、また、科学研究費補助金を含む外部資金の件数及び金額の増加が高く評価をされております。

次に、地域貢献の分野では、文部科学省の地(知)の拠点整備事業(大学COC事業)や地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)に採択されたことが評価されております。

そのほか、国際交流、それから次の3ページのほうで、学生支援あるいは業務運営の改善について評価された点が書かれております。

4ページ以降には項目別の評価を記載しておりますが、先ほどと同じく説明は省略させていただきます。

報告第37号及び第38号については以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○倉光地域振興課長 地域振興課でございます。

説明資料30ページ、報告第6号、フィッシャリーナ天草株式会社の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

お手元の別冊、フィッシャリーナ天草株式会社の経営状況を説明する書類により御説明いたします。

1ページをお開きください。

まず、会社の概要でございます。

フィッシャリーナ天草株式会社は、上天草市松島町において、マリナーの運営や船舶整備等を主な事業としております。資本金は3億3,500万円でございます。役員は下段の表のとおりでございます。

2ページをお願いいたします。

5の株主の状況は、本県、上天草市など9団体であり、本県所有の株式数は1,920株、全株式の28.7%でございます。

3ページをお開きください。

次に、平成29年度事業報告でございます。

フィッシャリーナ天草株式会社は、平成9年のマリーナオープン以降、厳しい経営が続き、累積赤字は膨らんでいきました。

そのような中、平成24年度から平成28年度までの中期経営戦略に基づき抜本的な経営改善に取り組んだ結果、平成25年度から5年連続して、保管隻数、売上高、売上総利益などの指標で中期経営戦略の計画目標を上回るなど、改善に向かいつつある状況となったところでございます。

新たな5カ年中期経営戦略の初年度となる平成29年度の決算につきましては、保管隻数が前年度から14隻増加し、利用料が増加したことに加え、熊本地震の影響により落ち込んでいた船の稼働隻数が回復し、上下架料や燃料売り上げ等が増加いたしました。

一方で、平成28年度のトラベリフト導入に伴う賃借料の引き上げ等の影響で一般管理費が増加しており、その結果、当期損益は47万1,000円の損失となっております。

また、平成26年度の熊本ヤマハ株式会社のマリーナ機能移管に伴い、県保有株の同社への譲渡と経営参画について協議を重ねた結果、平成26年度から5年間かけて、県の保有株1,510株を熊本ヤマハ株式会社に売却する覚書を締結しており、平成29年度までに1,300株を売却しております。これにより、県の出資割合は、譲渡前は48%でしたが、今年度末には25.5%まで下がる見込みとなっております。

4ページをお願いいたします。

上の表が実績、下の表が中期経営戦略における目標値です。太枠で囲んだところが平成29年度実績ですが、保管隻数、売上高、売上総利益などの指標で目標値を上回っております。

す。

次に、5ページの収支決算書についてです。平成29年度の売上高は、8,058万円余でございます。一番下の段になりますが、当期純損失は47万円余でございます。

貸借対照表及び財産目録については6ページ、7ページのとおりです。

次に、平成30年度事業計画について御説明します。

8ページをお開きください。

今年度も、中期経営戦略に基づき収支の改善に努め、累積赤字解消に向けて取り組むこととしております。

具体的には、県外ボートショーや展示会でのPRなど、県外での営業活動を積極的に展開していくとともに、クルージングなどのマリーナイベントを充実させるほか、セカンドボート優遇制度など、マリーナサービスのさらなる周知や充実を図ることとしております。

また、地域の交流拠点として、一般の方々にも利用していただけるイベントの実施、経費の削減に引き続き努めます。

さらに、下段の2、中期経営戦略に取り組むための体制づくりに記載しておりますとおり、正副社長で構成する運営会議を必要に応じて開催し、会社一丸となって収益の改善に努めていくこととしております。

最後に、9ページに平成30年度の収支予算書を記載しております。

平成30年度は、6,226万円余の売上総利益を見込む一方、販売費及び一般管理費として6,315万円余を見込み、当期損失は206万円余となる見込みとなっております。

フィッシャリーナ天草株式会社の経営状況の報告は以上です。よろしくをお願いいたします。

○西尾文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

説明資料31ページ、報告第7号、公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

これも、お手元の別冊の資料により御説明いたします。

1ページをお開きください。

事業報告についてでございます。

3段落目になりますが、平成29年度の県立劇場への入場者数は、熊本地震で被災しました施設の災害復旧工事や保全計画に基づく舞台つり物機構改修工事を実施しながらの開館ということもあり、前年度より増加しているものの、例年の7割程度にとどまっております。

また、コンサートホール、演劇ホールの利用率につきましては、前年度を下回っておりますが、これは、外壁の復旧工事等の騒音などにより、利用に関して制限があったことなどによるものでございます。

2ページの収支決算の状況をごらんください。

事業活動収入は4億5,998万円余、事業活動支出については4億3,875万円余となっており、平成29年度の事業活動収支としては、2,122万円余の黒字となっております。

なお、事業活動収入、支出ともに前年度を下回っておりますが、これは、主に復旧工事と熊本地震関連事業の縮小によるものでございます。

投資活動収支としましては1,779万円余の赤字、財務活動収支差額は345万円余の赤字となっております。

その結果、下から3段目、当期収支差額は2万円余の赤字となりますが、これに前期繰越収支差額を加えた次期繰越収支差額は3,983万円余の黒字であり、財務の健全性は保たれているところでございます。

3ページの上の表をごらんください。

管理運営業務の委託料についてでございます。

平成29年度は3億5,844万円余となっており、前年度と比較して4,429万円余の減となっております。

これは、主に平成28年度に熊本地震により被災した施設の災害復旧工事費用等として、委託料の増額を行ったことによるものでございます。

一方、文化事業の委託料につきましては、平成29年度は3,839万円余となっており、平成28年度に比較しまして608万円余の増額となっております。これは、28年度が休館により事業規模を縮小したことによるものでございます。

その結果、平成29年度の委託料全体といたしましては、平成28年度より3,820万円余の減額となっております。

(2)の使用料の収納業務についてでございます。

使用料総収入が1,305万円余の増額となっておりますが、これも、28年度は、熊本地震による4カ月の全面休館及び復旧工事によるスペース確保のための駐車場台数の減ということにより収入が落ち込んでいたことが影響しております。

平成29年度は、平年ベースには及ばなかったものの、前年度が大きく落ち込んでいたため、施設使用料、駐車場使用料、いずれも前年度より増加しております。

(3)の入場者数及び利用率につきましては、冒頭で御説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

次に、4ページをごらんください。

(4)の文化事業についてでございます。

文化事業は、県立劇場を拠点としながら、県と指定管理者が共同して事業を実施しております。

4ページから5ページにかけて、主な事業を記載しておりますが、①の芸術文化の創造拠点として取り組む事業及び②の芸術文化の普及拠点として取り組む事業を実施するほ

か、③のその他の事業として、企業の協賛により舞台芸術に触れる機会の少ない子供たちを招待する事業等、県民参加の仕組みづくりに取り組んでおります。

6ページと7ページにつきましては、法人の概要を記載しております。

また、8ページから21ページにかけては、先ほど概要を御説明しました平成29年度決算に関する財務諸表を記載しております。

以上が29年度の事業の概要及び決算の状況でございます。

次に、22ページをお願いいたします。

平成30年度の事業計画及び予算についてでございます。

平成30年度は、引き続き、舞台芸術を中心とした文化事業やアートキャラバンくまもとを実施することなどにより、本県の芸術文化の振興を図っていくこととしております。

また、新たな取り組みといたしまして、県市連携事業の一環として、今年度から、熊本市市民会館の企画事業の一部を受託して実施することとしております。

24ページをお願いいたします。

平成30年度の予算についてですが、24ページの一番下の段記載の経常収益の合計、これが5億1,100万円余、25ページの上から7段目に記載の経常費用の合計5億968万円余、同じ25ページ、表の中ほどの当期経常増減額は138万円余の増となっております。

平成29年度に比べますと、経常収益、経常支出ともに増加しており、事業規模が大きくなっております。これは、実施する文化事業を充実させますとともに、文化事業実施に伴うチケット販売収入や熊本市市民会館事業の受託収入を予定しているため、収益費用ともに増額しているものです。

公益財団法人熊本県立劇場の経営状況の報告は以上でございます。よろしく申し上げます。

○重見交通政策課長 交通政策課でございます。

説明資料の32ページから35ページ、報告第8号から第11号まで、交通政策課で所管しております第三セクター株式会社4社につきまして、それぞれ別冊の経営状況を説明する書類により説明させていただきます。

まず、説明資料32ページ、報告第8号、天草エアライン株式会社の経営状況でございます。

お手元の別冊、天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類の1ページをお開きください。

まず、事業報告について御説明いたします。

平成29年度は、ATR機へ更新して3年目でございます。重整備により6月に100便を運休したことや多客期において台風が到来したこと、また、利用率の高い熊本―大阪線において、乗員の訓練による運休が多く発生したことから、旅客数は前期に比べ4,939人少ない7万7,041人となりました。

決算状況は、旅客数の減少に伴い収入が減少し、総売上高は、対前年度7.5%減の8億1,559万円となりました。

一方、営業費用は、燃料費が増加しましたが、減価償却費の減少や大阪線の便数の減少に伴い、地上業務委託費や空港使用料が減少したことにより、対前年度8.5%減の9億4,446万円となりました。最終的に経常損失は1億2,876万円を計上いたしましたが、機材整備費補助金等の特別利益により、当期純利益は5,525万円となりました。

2ページ及び3ページにかけては、株式の状況等の会社概要を、本年7月1日現在で記載しております。

4ページをお願いいたします。

収支決算書について御説明申し上げます。

まず、営業収益の売上高8億1,559万円余に対し、営業費用は、売上原価を合計します

と8億5,697万円余、また、販売費及び一般管理費は8,748万円余となり、営業損失は1億2,886万円余となりました。

営業外損益は、雑収入などの営業外収益及び営業外費用を計上し、経常損失は1億2,876万円余となりました。

特別利益では、県、天草市、上天草市及び苓北町からの安定運航継続のための機材整備補助金など2億1,283万円余を計上したことなどにより、税引き後の当期純利益は5,525万円余となりました。

5ページから6ページにかけては、貸借対照表及び財産目録となります。

次に、平成30年度の事業計画について御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

事業方針でございますが、平成30年度においても安全運航を第一に、定時性及び利便性の確保に努めてまいります。

また、同機材を導入しております鹿児島県の日本エアコミューター社との整備業務の管理受委託が開始され、重整備などの期間中も共通事業機を借りて運航することで、長期間の運休を大幅に減少できるため、利便性の向上等を見込んでおります。

次に、事業内容ですが、天草空港利用促進協議会による利用促進事業を引き続き実施するとともに、天草の崎津集落が世界文化遺産に登録されたことを追い風に、利用者の増加に努めてまいります。

また、平成29年度に引き続き国土交通省が実施いたします地方航空路線活性化プラットフォーム事業に天草エアラインの天草―福岡路線が対象路線として選ばれており、観光需要以外に、ビジネス・産業、スポーツ、文化・教育分野における需要創出を図るための利用促進事業を実施いたします。

8ページをお願いいたします。

平成30年度の収支予算書について御説明いたします。

平成30年度の売上高は、国土交通省の先ほどのプラットフォーム事業を活用いたしました利用促進事業及び天草空港利用促進協議会によるPR事業、需要開発事業などで8億9,400万円余を見込んでおります。

一方、営業費用につきましては、一層の経費削減努力を行うものの、営業損失は4億6,568万円余を見込んでおります。

こちらに、安定運航継続のための機材整備補助金の特別利益を加味した税引き後の当期純利益は3,011万円余を見込んでおります。

天草エアライン株式会社については以上でございます。

次に、熊本空港ビルディング株式会社の経営状況について御説明いたします。

説明資料の33ページ、報告第9号でございます。

別冊熊本空港ビルディング株式会社の経営状況を説明する書類をごらんください。

1ページをお願いいたします。

まず、平成29年度の事業報告について御説明いたします。

平成29年度の阿蘇くまもと空港の無償旅客等を除く旅客数実績につきましては、国内線は313万6,595人で、対前年度比108.1%、国際線は15万5,539人で、対前年度比460.1%、国内線と国際線の合計は329万2,134人となり、空港開港以来最高の旅客数を記録いたしました。

また、国内航空貨物の取扱量は1万8,532トンで、対前年度比104.1%となっております。

3ページをお願いいたします。

3ページから4ページにかけては会社の概要となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

5ページをお願いいたします。

平成29年度の収支決算書についてでございます。

前年の熊本地震の影響からの反動増によ

り、営業収益は15億8,349万円余、販売費及び一般管理費は11億4,692万円余となり、ともに増加いたしました。

その結果、営業利益は4億3,642万円余、こちらに、配当金等の営業外損益を加減した経常利益は5億5,993万円余、最終的に、特別利益及び特別損失、税金を加減した当期純利益は4億6,883万円余の黒字となりました。前年度と比較しますと、増収増益となっております。

6ページをお願いいたします。

こちら、貸借対照表、財産目録になりますが、説明は割愛させていただきます。

続いて、9ページをお願いいたします。

平成30年度の事業計画について、御説明いたします。

平成30年度は、平成31年度に県内で開催されます国際スポーツイベントに向け、インバウンド客を中心に増加が見込まれますので、空港利用者の安全、安心を最優先に考え、利便性向上とにぎわいの創出に向けて、引き続き取り組んでまいります。

また、空港運営の民間委託に向けて、県が推進します大空港構想Next Stageを踏まえた空港のあり方について検討を進め、熊本地震からの創造的復興のシンボルとして地域の魅力を引き出すなどにより、空港周辺地域の活性化に寄与し、社会への貢献に努めてまいります。

10ページをお願いいたします。

平成30年度の収支予算書について、御説明いたします。

平成30年度は、営業収益は、対前年度比102.1%の16億1,616万円余、販売費及び一般管理費は、対前年度比101.9%の11億6,819万円余を見込んでおります。

その結果、営業利益は、対前年度比102.6%の4億4,794万円余、経常利益は、対前年度比101.7%の5億6,917万円余を見込んでおります。最終的に、当期純利益は、対前年度

比85%の3億9,859万円余を見込んでおります。

熊本空港ビルディング株式会社の説明については以上でございます。

次に、豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況について御説明いたします。

説明資料34ページ、報告第10号でございます。

お手元の別冊、豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類をごらんください。

まず、1ページをお願いいたします。

豊肥本線高速鉄道保有株式会社は、JR豊肥本線の熊本駅一肥後大津駅間22.6キロメートルの電化を行うため、平成9年11月に設立されました。国からの補助金、県や沿線市町、JR九州からの出資金及び銀行からの借入金で財源に電化施設の整備等を行い、それらをJR九州に貸し付け、その使用料を会社の収入としているところでございます。

平成29年度の売上高は、豊肥線の高速化等に伴う鉄道施設の使用に関する契約に基づきまして、前年度と同額の1億660万円で、投下資金の回収は計画どおりとなっております。

当期純損益は、前事業年度の493万円余に対しまして、24.2%減の374万円余の黒字となりました。

続いて、2ページから3ページにかけては、会社概要を記載しております。

4ページをお願いいたします。

収支決算書でございます。

まず、営業損益の部でございますが、営業収益の売上高1億660万円に対しまして、営業費用は、売上原価が8,807万円余、販売費及び一般管理費が1,587万円余であり、営業利益は264万円余となりました。

次に、営業外損益の部ですが、営業外収益といたしまして、受取利息とその他営業外収益で288万円余、営業外費用は0円、税引き

後の当期純利益は374万円余となっております。

5ページは貸借対照表となります。

続いて、6ページをお願いいたします。

平成30年度の事業計画でございます。

引き続き、JR九州からの施設使用料収入によって収益を確保し、投下資金を回収していくこととしてございます。

7ページをごらんください。

平成30年度の収支予算書でございます。

営業損益の部でございますが、営業収益は、施設使用料として1億660万円を見込んでおります。そこから営業費用である売上原価と販売費及び一般管理費を差し引いて、営業利益は698万円余を見込んでおります。その結果、税引き後の当期純利益は783万円余を見込んでおります。

豊肥本線高速鉄道保有株式会社については以上でございます。

最後に、肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況について御説明いたします。

説明資料の35ページ、報告第11号でございます。

別冊肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況を説明する書類をごらんください。

まず、1ページをお願いいたします。

事業報告について御説明いたします。

3段落目以降に記載しておりますが、平成29年度は、前期の計画の検証を踏まえ、平成33年度までを計画期間といたします中期経営計画を策定し、当該計画に基づき、地域との連携や収支改善のための取り組みの強化に努めました。

一方で、熊本地震により利用者数が落ち込んだ観光列車「おれんじ食堂」は、地震前の水準を回復するに至らず、また、JR九州の「ななつ星」の乗り入れ中止等もあったことから、旅客運輸収入は、対前年度比で1,600万円減少いたしました。

一方、線路使用料や受託工事収入が増加し

たため、営業収益は、対前年度比4億9,600万円増の18億300万円となったところでございます。

営業費用は、電路保存費及び受託工事費が増加したほか、給与改定による人件費の増加等により、対前年度費4億6,100万円増の21億8,400万円となりました。

この結果、経常損失は、対前年度比5,300万円減の4億9,100万円を計上しましたが、熊本、鹿児島両県及び沿線市町からの運行支援補助金等の特別利益により、当期純利益は1億700万円となりました。

2ページをごらんください。

平成16年度からの経営状況を記載してございます。

利用者数が、平成16年度では188万人でしたが、右下になりますが、平成29年度では117万人と、開業当初から38%減となっており、依然として厳しい経営状況が続いております。

3ページをお開きください。

3ページ、4ページにつきましては、会社の概要を記載してございます。

5ページをお願いいたします。

収支決算書について御説明いたします。

営業損益の部ですが、営業収益の18億257万円余に対しまして、売上原価と販売費及び一般管理費等を差し引いた営業損失は、4億9,828万円余となりました。

営業外損益の部ですが、営業損失に営業外収益及び営業外費用を加えた経常損失は4億9,108万円余、これに、主に国、県等からの補助金等による特別損益7億7,305万円余を加え、一番下に記載しておりますが、税引き後の当期純利益は1億674万円余となりました。

6ページについては、貸借対照表になります。

7ページをお願いいたします。

平成30年度の事業計画でございます。

事業方針の下から3行目に記載してございますが、平成30年度は、引き続き、中期経営計画に基づき、安全運行確保のための施設、設備の計画的な整備や要員の確保、育成に取り組むとともに、利便性の向上や営業力の強化による収支改善等に取り組むこととしております。

事業内容について、主なものを御説明いたします。

(1)と(2)についてでございますが、安全運行確保のために、鉄道施設の状況を把握し、優先順位をつけて、鉄道基盤設備の更新、修繕等を行うとともに、計画的な社員の採用と育成に取り組むこととしてございます。

また、(3)に記載しておりますが、定期利用者のニーズに基づいた定期利用促進の働きかけに加え、割引切符や企画切符等による定期外利用の促進にも取り組むこととしております。

さらに、(4)に記載してございますが、ホームページ等による情報発信のほか、海外個人旅行客の利用促進に向けた取り組みを強化することとしております。

また、本年度は、おれんじ鉄道を舞台としました映画「かぞくいろ」の公開や開業15周年の節目といったチャンスを迎えますことから、映画とタイアップした沿線地域のPRや記念イベントの開催等を通じまして、地域への誘客促進に力を入れて取り組むこととしております。

8ページをお願いいたします。

収支予算書でございます。

収益の部でございますが、営業収益は、旅客運輸収入、鉄道線路使用料収入などで、17億584万円余を見込んでおります。

費用の部でございますが、営業費用については22億9,515万円余を見込んでおり、営業外損益を加えた経常損益は7億32万円余の赤字を見込んでおります。

なお、主に国、県等からの補助金等による

特別損益6億4,940万円余が見込まれるため、当期純損失として5,511万円余を見込んでおります。

交通政策課の報告は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○下山財政課長 財政課でございます。

説明資料のほうにお戻りください。説明資料のほうのみで御説明いたします。

36ページをお願いします。

報告第36号、平成29年度決算に基づく健全化判断比率等の概要を説明させていただきます。

37ページをお開きください。

1の趣旨にありますとおり、財政健全化法に基づき、本県の平成29年度決算に基づく健全化判断比率等を監査委員の意見を付して報告するものでございます。

2の表で4つの健全化判断比率を示しておりますが、いずれの比率も早期健全化基準等には該当しておらず、法律が求める財政健全化計画等を定める必要がある状況にはございません。

まず、①の実質赤字比率と②の連結実質赤字比率については、本県では赤字が生じている会計はございませんので、該当がありません。

次に、③の実質公債費比率については、算定の結果10.4%となりました。通常県債残高の減少に伴う元利償還金の減少により、前年度に比べ下がっておりまして、0.9%改善しております。

次に、④の将来負担比率については、算定の結果185.0%となりました。通常県債残高が減少した一方で、熊本地震分の県債残高が増となったことや、平成28年皆増となりました熊本地震復興基金の取り崩しによりまして、将来負担額に充当可能となる基金額が減少したことによるため、結果的に、前年度と比べ9.8%増加しております。

3の資金不足比率については、資金不足が生じている公営企業会計はございませんので、該当はありません。

38ページをごらんください。

4の監査委員の意見等概要に記載しておりますとおり、監査委員からは、いずれの比率も正確に算定、作成されており、今後とも、熊本復旧・復興4カ年戦略を着実に進めていくために必要となる財源の確保等に努めるとともに、引き続き財政健全化に取り組むようにとの御意見をいただいております。

以上、よろしく願いいたします。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○前川収委員 人事課長にお尋ねしたいと思いますが、今回の議案の中に、県立劇場の指定管理者の指定について、一般的な公募から、公募しないで選定できるという条例改正の議案が提出されております。

先ほど、公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類も、先ほどの御報告の中で説明をいただきましたけれども、一般論で考えれば、県劇はこの公益財団法人熊本県立劇場が指定管理者として現在も経営されているわけですから、この後は競争はないということ、引き続き、公益財団法人熊本県立劇場が県劇の経営をなさるといことだということに思っておりますけれども、いわゆる指定管理者の制度の導入時には、民間のさまざまな企画力であったりとか、民間のノウハウを生かそうということと同時に、指定管理者によって経費削減の効果も見込まれるというお話があったように私は覚えておりますし、多分今でもそこは変わらないだろうということに思います。

私はこの条例改正には反対ではないし、いわゆる文化事業を非常に継続的にきちっとや

っていくということについては、3年ごともしくは5年ごとに指定管理者がかわっていくということの不安定さはやっぱり困るなというふうに思っておりますが、一方で、今お話をしたとおり、経費削減であったりとか、そういった部分をいわゆる指定管理者でやらなきゃならない理由が果たしてこれはどうなるのかと。もう決まってしまうのに指定管理者で続けていく理由が少し見えにくくなるのじゃないか。つまり、行政と一体感が出てしまっているような感じが私はしております。多分こういう感じをするのは僕だけかもしれないませんが、一定の説明はやっぱり必要だということに思っておりますので、当然ここは継続性の担保という部分は十分あることはわかっていますが、一方で、指定管理者であり続ける以上は、経費削減であったりとか、そういった効果をどう担保されていくのかという部分についての御説明をいただければと思います。

○小原人事課長 前川委員おっしゃったとおり、この指定管理者というのは平成16年度から実施しておりますが、その際、基本的に公募するということでさせていただいております。それは委員のほうがおっしゃったとおり、民間のノウハウを活用する、あるいは経費節減等々も含めて実施しているところでございます。

今回、非公募ということで設けましたのは、先生からも説明がありましたとおり、県と一体感ということが非常に重要な施設であるということにさせていただいております。

今後、非公募にするかどうかは、本議会で議決をいただきました後は、手続としまして、選定委員会のほうで実際に、今回はあくまで非公募にすることができるという規定でございますので、本当に非公募にするかどうかというのを選定委員会のほうで審査していただきます。その後、非公募というこ

とが認められました場合には、その団体に対して、事業計画等、費用等も含めて出してくださいまして、県のほうでまた審査するという形になります。その後、議会の議決を経て施行されるということでございますので、基本的にはいろんな方々からの審査をいただいて実施する形になるかというふうに思っております。

また、今回、非公募ということができ規定になりましたけれども、以後もずっと非公募でいくかどうかということは、例えば、5年間、指定管理の委託ができたとしても、その後の評価等を経ながら、その都度検討していくという形になるかというふうに思っております。

以上でございます。

○前川収委員 できる規定ですから、できるかどうかは条例が通った後に議論されということでありますが、できる可能性は高いだろうと思っておりますが、公益財団法人の出資者、基本財産を見ると、県と県劇、公益財団法人県劇が出資されているわけで、この公益財団法人熊本県立劇場の2,000万円の出資はどこから来ているのかは私ちょっとよくわかりませんが、民間出資が少ないのかなという、この報告書の印象ではそういうふうに見てとれました。

そこでですけれども、ぜひ、できる規定でありますから、その議論をされていく過程の中にあって、いわゆるこういった指定管理者の制度というものの本質を、もう一回しっかり考えていただきたいというふうに思っております。一体化していけば、基本的にはもう指定管理者である必要はなくて、県でやればいいわけでありまして、当然そういう議論も生まれてくるだろうと思っております。

つまり、指定管理者であり、なおかつ競争の余地がない環境を仮につくるということになるならば、それなりの理由を、県民が理解

できるそれなりの理由をきちっとやっぱり言わなければだめだろうと思っておりますし、経費削減の部分は多分大きな注目が集まる部分だろうと。つまり、県でやるよりもこっちでやったほうが、このような削減効果が出ますよということだろうと思っております。

もちろん、民間が、この評議員の皆さんや役員の方々の顔ぶれを見ても、そうそうたる皆さんでありますから、その民間ノウハウという部分は非常に反映しやすいんだろうとは思いますが、県がやるにしても、いろんなその制度をつかって、運営委員さんとかの意見をいただくことはできないわけじゃないわけですから、制度がずうっと運用されていって、どこでもここでも私は指定管理者でやらなきゃならないとは思っていませんので、指定管理者でやったほうがいいところと指定管理者でなくてもいいところは、やっぱり考えていかなきゃいけない時期に来ているのかなというふうにも思っておりますが、その辺の議論もちゃんとなさるんだろうと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○小原人事課長 今回、今後の指定管理者の指定のあり方について、公募と非公募という2種類が導入できましたので、これを受けまして、各施設を持っております各課のほうで、今後のことについては考えられるのかなと思っております。それを受けて、人事課としては、その公募、非公募のどちらがいいのかというのはきちんと審査させていただきまして、どちらのほうでいくかということは考えさせていただきたいというふうに思っております。

○前川収委員 もう1つ。余計なことですが、いわゆる一般的な指定管理者の部分については企画課のほうで公表されましたが、一方で、同時に文化企画課のほうから、今度は県立劇場条例の一部改正案というのが

出ていて、そこには非公募での選定を可能とする規定を整備するというふうに書いてありますから、明らかにこれは今回の議案だけを見れば、今回これを変えました、なおかつ県立劇場条例も変えますということであれば、県立劇場はそうされるのだろうというふうに思うのが当たり前のことでありますけれども、だったら県劇の文化企画・世界遺産推進課長はどのようにお考えなんですか。

○西尾文化企画・世界遺産推進課長 今し方人事課のほうから説明がございましたように、この後、この議案が議決いただければ、選考委員会、選定委員会を開催いたします。

その中で、公募が妥当なのか、非公募なのかというところを、まず意見聴取いたしまして審査いただいて、その上で、じゃあ非公募であればどこが妥当なのかということも御判断いただきます。その決定をもって、この後12月議会か2月議会という形になるかと思えますけれども、議会のほうで御審議いただくという段取りになっておりますので、恣意的に執行部のほうで今の財団のほうに引き続きするという考えはございません。あくまでも外部識者による選考委員会の中で、そこは判断していただくというふうに考えております。

○前川収委員 ありがとうございます。恣意的にそれはぜひなさらないようにしていただきたいことと、その選考の過程の中に、さっき言いました視点もぜひ、いわゆる指定管理者でなければならない部分というのが、仮に非公募になった場合には非常に重要になってくると思いますので、そういった議論も一緒に審議していただければ、説明責任に応えることになるんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。答弁は要りません。

○溝口幸治委員 関連していいですか。

今の県立劇場の件ですが、これまで、過去のその指定管理の公募のときには、手を挙げられた団体というのは幾つもあったんですか。というのが、性質上そんなにたくさん挙げるところが、この県立劇場に限っては余りないのかなという気がしますが、念のため、ちょっと過去のを教えてくださいませんか。

○西尾文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

前回は、財団ともう1カ所手が挙がっております。その前、第2回ときは、全体で3件、法人名はちょっと覚えておりませんが、3件ということで、2件とか3件とかいう形で手が挙がっております。

○溝口幸治委員 県立劇場の場合、いろいろな事業をやっていく上で、恐らくそれぞれの文化団体の方々との信頼関係というか、それがきちっとできてないと、県が考えるような文化事業もできていかないんだろうと思いますので、そのあたりの信頼関係がしっかり醸成できるように、そのいろいろな団体を取るにしても、多分、文化団体からすると、かわらないほうが信頼関係は醸成できるんだと思いますが、その辺も含めてしっかり議論をしていただきたいというふうに思っています。

○内野幸喜委員長 ほか、質疑ありませんか。

○早田順一委員 県立大学の件ですけれども、業務実績評価書の1ページ、全体評価とありますけれども、重点目標として「教育の質の向上」、「特色ある研究の推進」及び「地域貢献の更なる推進」のいずれにおいても着実な成果を上げた。」ということで、右のページに、2段目というか、「国際交流については、学生が「官民協働海外留学支援制

度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～」に2年連続で採用された」ということで、県立大学も、やっぱりこれからグローバル社会になるということで、いろんな国際交流を考えておられるというふうに思いますけれども、なかなか、日本からの留学生とかそういうのが今減っているような状況なんですけど、この事業をしたことによってふえたのかどうか、そういうことはわかりますか。

○村上県政情報文書課長 今委員のほうから御指摘がありました、この「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」というのは、大学のほうも個別に結構指導しまして、学生の中で非常に採用されることがなかなか難しい制度だというふうに伺っていますけれども、その中で連続して採用されたことは、評価委員会のほうで評価されたところでございます。

この中でも指摘されていますように、県立大学というか、大学の学生が海外に留学するほうにつきましては、協定校と連携しまして、かなりの人数留学したりしておりますけれども、こちらのほうに留学してもらうほうにつきましては、御指摘もされているとおり、非常に少なくなっております、それは大学のほうではいろいろ、やはり今、特に学部学生に関しましては、日本語がある程度話せるというのを一つの条件にして留学を受け入れているようなところがございまして、そういった点がなかなか留学生がふえない原因じゃないかなというふうに、大学のほうとしては分析をされております。

そういったところにつきまして、やっぱり今後英語による講義であるとか、そういったものについて少し検討していきたいという話を聞いておるところでございます。

以上です。

○早田順一委員 今おっしゃったように、そ

の言葉の壁もございまして、交通費も含めた経済面もあるでしょうけれども、やっぱり大学としていろんなノウハウを持っておられるから、大学に入る前から、例えば、中学生とか高校生とか、そういうところから交流を持って子供たちに興味を持たせる、そういう取り組みもやっていかないと、なかなか、こちらから海外に出て勉強したいとか、そういう子供が出てくるのが少ないんじゃないかと思っておりますので、そういった意味も込めて、そういう地元の高校、私立も含めたところ、そういったところとの連携もしっかりとっていただければと思っております。

要望でいいです。

○内野幸喜委員長 ほか、質疑はありませんか。

○濱田大造委員 さっきのテーマで、関連で質問なんですけど、指定管理者の非公募という流れは、ほかの県の施設にも拡大というか、含んで今後検討されていくのか、その辺を教えてください。

○小原人事課長 済みません、今のは熊本県内のほかの施設ということでございますか。

○濱田大造委員 はい。

○小原人事課長 基本は公募が原則ということで考えておりますので、今回、県立劇場のような目的等の変更等をきちんと確認しまして、公募が適切か非公募が適切か等々を審査していきたいというふうに思っております。

今現在、県立劇場以外に非公募ということでの協議等は行っておりません。

○濱田大造委員 了解しました。

○内野幸喜委員長 はい、どうぞ。

○濱田大造委員 フィッシャリーナ天草について質問なのですが、これは10年ほど前、私一度見に行ったことがございまして、それから随分変わっていると思うんですが、株式を民間のヤマハに譲渡するというので、25%ぐらいに今年度末に比率が下がるということなのですが、お聞きしたい点は、累積赤字をこの売却益で相殺してきたのか、その辺の累計の赤字と、それをどう処理してきたのかというのを教えてください。

○倉光地域振興課長 地域振興課でございます。

売却益につきましては、約1,400万円ほど上がっておりますけれども、これについては、まだ——これは売却益というのは県の売却益として、フィッシャリーナ自体の黒字という、売却益というわけではございませんので、特段、その株を売った分でこの赤字を埋めるとか、そういった処理はやっておりません。

○濱田大造委員 これはバブルのときにこういう会社を第三セクターとしてつくったというふうにお聞きしているんですけれども、今後、県はもうゼロ%に出資比率を下げっていくかどうか、その辺を教えてください。

○倉光地域振興課長 フィッシャリーナ天草、これに限らず、平成17年に県出資団体に対する県の関与の見直しという、ある程度、出資団体のその方向性が出ておまして、この中で、民営化を視野に入れつつ県の関与を縮小していくという基本的な考え方が示されております。

フィッシャリーナ天草につきましては、やはりフィッシャリーナというか、そういうマリーナという性質上、できるだけ民営化という方向でこれまでも進めておりますけれども

も、出資者の中には上天草市さんもいらっしゃいますし、また、ほかの企業さんの御意向もあって、すぐに県の出資比率がゼロになると、できるだけ縮小して、なるべく民営化という方向では考えておりますけれども、ゼロにするというところまでは、皆さんの御意向もあり、考えておりません。

○濱田大造委員 以前は県から出向者がいたと思うんですが、もう今はいないと考えてよろしいんですか。

○倉光地域振興課長 はい。現在はおりません。

○濱田大造委員 了解しました。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第3号から第6号まで、第12号、第13号及び第30号について一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外7件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外7件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第32号を議題といたします。

請第32号について、執行部から状況の説明をお願いいたします。

○塘岡私学振興課長 私学振興課でございます。

請第32号、私学助成に関する意見書の提出を求める請願について、御説明申し上げます。

この請願は、熊本県私立中学高等学校協会及び熊本県私立中学高等学校保護者会からのものでございます。

下の「記」のところをごらんください。

請願の趣旨は2点ありまして、1点目は、私学助成の堅持とより一層の充実、2点目は、学校施設の耐震化及び熊本地震で被災した生徒に係る継続的な支援でございます。

それでは、それぞれの背景について御説明申し上げます。

私学助成の中核である経常費補助につきましては、交付税や国庫補助による財源措置がなされておりますが、その算定は生徒数によるため、少子化が補助額の減少につながり、経営への影響を懸念されています。

さらに、保護者の学費負担については、就学支援金等が導入されたことにより、公私間の格差は縮まってきましたが、依然として格差はある状況です。

また、熊本地震による学校施設の災害復旧につきましては、ほぼ完了したところでございますが、被害を受けなかった建物や体育館のつり天井といった非構造部材の耐震化につきましては、公立に比べておこなわれておりません。

そして、被災した生徒の授業料の減免に対しましても、就学機会の確保のためには長期的な支援が必要であり、耐震化とあわせて、国による継続的な取り組みが不可欠でございます。

請願は、これらの状況を踏まえ、国に意見書を提出していただきたいというものでございます。

説明は以上のとおりでございます。御審議

のほどよろしくお願いいたします。

○内野幸喜委員長 ただいまの説明に関して、質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 なければ、次に、採択に入ります。

請第32号については、いかがいたしましょうか。

(「採択をお願いします」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第32号を採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認めます。よって、請第32号は、採択することに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第32号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書(案)について、事務局から配付させます。

(意見書(案)配付)

○内野幸喜委員長 今配付いたしました意見書(案)は、請願の趣旨、理由とほとんど内容は変わらないようではありますが、この案のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認めます。よって、この意見書(案)を委員会として委員長名をもって議長宛てに提出したいと思います。

次に、今回付託された請第36号を議題といたします。

請第36号消費税増税と「軽減税率」導入に反対する意見書提出に関する請願については、国レベルの問題でありますので、執行部からの説明は省略いたします。

請第36号について、何か御意見はあります

でしょうか。

(「意見はありません」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 意見がないようですので、採決に入ります。

請第36号については、いかがいたしましうか。

(「不採択をお願いします」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 不採択という意見がありますので、不採択についてお諮りいたします。

請第36号を不採択とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認めます。よって、請第36号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申し出が8件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いいたします。

○府高秘書グループ課長 秘書グループです。

「ONE PIECE」の連携復興応援事業の進捗状況について御報告します。

お手元のA4判の報告ペーパーをごらんください。

まず、1の経緯に整理しておりますけれども、尾田栄一郎先生の県民栄誉賞受賞を契機

といたしました県庁プロムナードへの漫画「ONE PIECE」の主人公ルフィのブロンズ像設置につきましては、6月議会において1,300万円の予算案をお認めいただきました。

あわせて、熊本地震からの復興を応援するため、ルフィの仲間たちの像を被災地に設置することについて、尾田氏とそれから漫画出版元の集英社と協議を始めることを、知事答弁で明らかにいたしました。

その後の進捗状況につきましては、この9月議会の代表質問の中で、知事から答弁いただいたとおりでございます。

ペーパーを補足しますと、ルフィ像につきましては、現在、尾田先生の監修のもと、等身大174センチで鋭意作製中であり、その除幕式を11月30日金曜日に開催することで、先方と合意をいたしております。

また、ルフィの仲間たちの像につきましても、6月議会での知事答弁後すぐに上京いたしまして、先方との協議を開始しました。

その結果、設置につきましては、尾田氏、集英社からの御了解をいただいております。

今後は、いつ、どこに、どのキャラクターを設置するかということを検討していく必要がございます。このことにつきまして、現在、具体化に向けて庁内で検討を重ねている状況でございます。

その考え方ですけれども、2の「「麦わらの一味」の像の設置イメージ(2つのストーリー)」として整理をいたしております。

まず、1の仲間たちの像を設置する被災地ごとのストーリー、それから、2のそうした被災地をつないでいくストーリーから成ります2つの熊本の復興につながるストーリーと必要があると考えております。

このことに関しまして、もう一步踏み込みまして補足させていただきますと、この像をつくるのが、被災した熊本の復興につながる、それから熊本に勇気を与えるという意味

合いでのストーリーと、一方で、全世界に存在する「ONE PIECE」ファンの共感を得られる、それから「ONE PIECE」の世界観を大切にしたストーリー、そういう両面からの意味合いを持たせる必要があると思っております。

この考え方につきましては、集英社さんとも共有をしており、熊本県そして「ONE PIECE」それぞれがウイン・ウインの関係となるよう、しっかり知恵を絞っていきたいと思っております。

それから、最後、3の今後の進め方についてですけれども、今御説明いたしました計画を進めるに当たってのストーリーの考え方について、「仲間の像の設置に係る3つの観点」として整理しております。

今説明いたしました1番の復興につながるストーリー、2番の防犯、駐車場等の管理体制ですとか、3番の像の設置の効果、これが持続していくような形での像の設置後の活用策、これを加えた3つの観点を踏まえまして、今月中にも県内の市町村に集まっていたいて、ルフィの仲間たちの像の設置計画について意見交換をスタートしたいと考えております。

その上で、いつ、どこに、どのように設置していくのか、具体案を取りまとめまして、その上で、来年度当初予算として御審議いただけるよう、しっかり取り組んでまいります。

説明は以上です。

○下山財政課長 次の資料として配付させていただきますA4縦の平成29年度熊本県普通会計決算の概要をごらんください。

まず、1の決算規模についてです。

熊本地震の対応に伴い大幅増となった昨年度に比べ、歳入・歳出総額ともに減となりましたが、地震前に比べると、大規模な決算額となっています。

表をごらんください。

上段の歳入総額は、前年度から約415億円の大減となる約9,774億円、中段の歳出総額も、前年度から約416億円の大減となる9,429億円となっております。

なお、この決算額は、チツソ金融の大規模な県債借りかえを実施した平成9年度、熊本地震の影響に伴う28年度に次ぐ、過去3番目の規模となっております。

次に、2の各種財政指標をごらんください。

財政基盤の強さを示す財政力指数につきましては、景気回復に伴う県税収入の増などによって0.407となり、昨年度に比べて0.008ポイント改善しております。

また、財政構造の弾力性をあらかず経常収支比率は、公共事業等に伴う県債償還額の減などにより93.1%となっております。前年度に比べて2ポイント改善しております。

2ページをお願いします。

次に、熊本地震関連事業に係る決算の概要について御報告します。

平成29年度における熊本地震関連事業の歳出総額は2,414億円となり、最終予算額4,479億円に対して53.9%の執行率となっております。

なお、翌年度に1,605億円を繰り越しております。最終予算額に対する執行額は89.7%となる見込みです。

一番下の表の財源については、国庫支出金の割合が最も多くなっています。また、地方債についても373億円の借り入れとなっておりますが、国の手厚い財政措置により、実質的な負担額は軽減されることとなります。

3ページは、県債残高の推移でございます。

別に添付しておりますA4横の平成29年度普通会計決算の状況についてという資料は参考資料ですので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○永江財産経営課長 財産経営課と危機管理防災課から、県央広域本部・防災センター合築庁舎の設計について、御説明させていただきます。

代表して、財産経営課から御説明いたします。

お手元のA3横の資料をごらんください。

合築庁舎整備につきましては、9月3日に設計委託の入札公告を行ったところであり、本日は、その概要や今後のスケジュール等について御報告いたします。

まず、資料左側の計画概要でございますが、こちらは、4月や6月の当委員会で御報告した内容に沿ったものとなっておりますので、簡潔に御説明いたします。

③の階数は、目安として、地下1階、地上6階程度、④の延べ面積は、約9,740平米としています。

面積の内訳は、その下の表に記載のとおりですが、県央広域本部の会議室等の部分を大規模災害時には災害対策本部会議室等として活用することで、防災センターの最大活用規模は約6,330平米を確保することとしております。

⑦のスケジュールについては、現在、土木部において建物本体工事設計委託業務の入札手続中であり、11月中旬に契約した上で、15カ月かけて設計を行うこととしております。工事は、その後3年間かけて行い、2022年度中の完成を目指しております。

資料右側をごらんください。

2の事業の目標ですが、県央広域本部と防災センターの合築庁舎であるという特殊性を考慮して、大規模災害時において防災拠点施設として十分な機能を発揮する、人と環境にやさしく誰もが快適に利用できる、合築のメリットを十分に発揮するといった3つの施設

整備の目標を掲げています。

3の重点整備事項としては、これらの目標を踏まえ、共通事項として、建築物の耐災性の確保、強化、長寿命化、既存施設との連携など、県央広域本部としては、多様な用途に使用できる執務環境の整備など、防災センターとして、センターの低層階への配置、十分な災害対応が可能となる活動スペースの確保、ライフライン途絶時の危機管理機能の確保などを掲げています。

次に、下段の4、建物本体工事設計委託の発注、契約等についてですが、今回の設計委託は、公募型プロポーザル方式という、技術力や実績、遂行体制などを評価して設計者を選定する入札方法をとっております。

①のスケジュールですが、9月3日の入札公告開始後、現在、技術提案書の提出を求めている段階であり、11月2日には契約候補者を特定し、11月中旬に契約締結を予定しています。

次に、②の参加資格として、2者の共同企業体を条件としていますが、一般的な資格に加え、共同企業体の代表者については、九州地域内に営業所があり、過去に同種、一定規模以上の設計実績があること、また、代表者以外の構成員は、県内に本店があり、過去に用途に限定なく大規模の設計実績があることを条件としています。

こうした資格設定により、県内企業が必ず参加する仕組みとしております。

また、③では、技術提案書の主要な審査ポイントとなる特定テーマを、資料に記載のとおり2項目設定して提案を求めることとしております。

御報告は以上でございます。今後設計を行う中で、さらに精査しながら、しっかりと取り組んでまいります。よろしくお願ひいたします。

○間宮市町村課長 市町村課から、2点御報

告を申し上げます。

1点目につきましては、「県内市町村の平成29年度決算の状況等について」と書かれた紙をごらんください。

まず、上段1の普通会計の状況でございますが、熊本地震に関する復旧・復興事業が本格化したこともございまして、歳入総額、歳出総額ともに過去最大の規模となっております。

中段2つ目の丸の財政の健全化の状況をあらわす指標でございますが、実質公債費比率など各指標において、それぞれ悪化の目安となる早期健全化基準以上の市町村はございません。

下の表には、主な被災町村の状況を記載しておりますが、表の中の一番右側の地方債現在高をごらんいただきますと、平成28年度以降大きく増加をいたしております。しかしながら、災害復旧に関する地方債は、元利償還に対する交付税措置率が非常に高く、実質負担が抑えられておりますため、実質公債費比率等の指標への影響は大きく生じていないという状況でございます。

2の公営企業につきましても、経営健全化基準以上の団体はございません。

以上のように、これまで県議会の皆様と一緒に地方負担の最小化を求めてきました結果、大半の被災市町村で着実な事業の執行と中期的な財政が見通せる状況となっております。引き続き、丁寧に実態を把握しながら、必要に応じて国に対して地方負担の軽減を求めていきたいというふうに考えております。

以上が1点目でございます。

2ページ目と3ページ目は、市町村ごとの細かい数字となっておりますので、後ほどごらんいただければというふうに思います。

次に、2点目につきましては、「【熊本地震復興基金】市町村創意工夫事業の活用予定事業」というふうにごらんください

い。

市町村創意工夫事業につきましては、既存の制度では救済できないような被災者のきめ細かなニーズに効果的に対応するため、30年度の6月補正予算までに、総額100億円のうち約30億円が既に各市町村で予算化をされてございます。

主な取り組みを一覧で書かせていただいておりますが、例えば、左上の被災者の生活支援、被災宅地の復旧支援では約7億円が、また、右側の中ほどの住まいの再建では10億円ほどが予算化をされているという状況でございます。

この創意工夫事業分については、一部使いくにくいというような声も私どものほうに届いておりましたが、今後とも定期的にこのような活用状況を取りまとめまして、被災市町村と情報共有を図りながら、より一層の効果的な活用に向けて、各市町村の取り組みを支援してまいりたいというふうに考えております。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

○内野幸喜委員長 報告につきましては、まず一旦、この1から5までについて質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○早田順一委員 「ONE PIECE」の件なんですけれども、尾田先生から8億円だったですかね、御寄附をいただいて、その中からとりあえず、そのルフィ像1,300万円の予算措置をされたということでございまして、大変ありがたく私ども思っております。

除幕式が11月30日にやられるということでもありますけれども、もちろん尾田先生にも御案内はされているのでしょうか。

○府高秘書グループ課長 秘書グループです。

御本人への御出席も、今集英社を通じて御

案内しております。ただ、まだ御出席されるかどうかについては未定と。伺っておりません。

以上です。

○早田順一委員 ぜひ来ていただいて、熊本に尾田先生からも勇気を、希望を言っただけならば非常に県民の方も喜ばれるんじゃないかなと思って、ちょっと言わせていただきました。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほか、質疑はありませんか。——ありませんか。

○末松直洋副委員長 平成28年熊本地震復興基金の中で、創意工夫で、さまざまな提案が市町村から上がってくるかと思いますが、その中で認められなかった例とか、そこら辺を説明いただければと思います。

○間宮市町村課長 市町村課でございます。

市町村課としましては、この創意工夫事業分については、各市町村で被災者のお困り事を聞きながら、基本的には自由にお使いいただきたいというふうに考えておりますが、幾つか基本的な考え方をお示ししております。既存の国庫補助制度がある事業、あるいは復興基金の基本事業分として県のほうで設定をさせていただいた事業、こういったもののかさ上げ等には活用しないでくださいということをお願いしております。

市町村の財政担当の方とお話をしておりますと、やはり復旧事業、かなり地方負担の軽減はされておりますが、それも積み上がれば裏負担も大きいということで、そこにこの創意工夫事業分を充てたいというような相談もございしますが、そこについてはやはり、充ててしまうとすぐにこの100億円というものがなくなってしまうということもございし

て、そこについては復興基金の趣旨も踏まえて御遠慮いただきたいということでお話をしております。

それ以外については、個別にお話の内容を聞きながら、市町村が充てたい事業について国庫事業があるのかなのかということをご丁寧に御相談に乗りながら、市町村と一緒に考えているところでございます。

○末松直洋副委員長 せっかくつけていただいた予算ですので、有効に活用いただけるよう、県もしっかりと市町村と連携を図りながらやってください。要望です。

○内野幸喜委員長 ほか、1から5までの報告について質疑はありませんか。

なければ、6以降について、執行部のほうから報告をお願いいたします。

○内田企画課長 企画課でございます。

A4判の横でございますカラー版でございますけれども、「ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度の対象企業・学生等の募集について」という資料について、御説明をさせていただきたいと思っております。

4月の当委員会におきまして御説明をさせていただいております当該奨学金返還等サポート制度につきましては、参加企業等の募集に向け事業を開始してまいりますので、御報告をさせていただきます。

資料の上段、左側の制度概要をごらんください。

この制度は、県内企業等が採用した若者に対しまして、その企業と県とが2分の1ずつを負担し、奨学金の返還等を支援するという内容でございます。

右隣の支援内容をごらんください。

支援メニューを3種類設けております。4月の委員会で御説明しました内容と比べまして、その後、企業さんとか大学等との意見交

換を経て、メニューの名称を変更させていただいております。

まず、①の奨学金支援枠Ⅰでございますけれども、これは当初、高度人材枠ということで、大学院生あるいは6年制大学の学生を主に対象といたしておりました。

また、②の奨学金支援枠Ⅱにつきましては、当初、中小企業人材枠という名称にしておきまして、4年制大学で、かつ中小企業さんの御利用を想定しているところでございます。

内容については変更ございません。学生時代に奨学金を利用した若者に対しまして、返済を支援するものでございます。

③の熊^{ゆう}ターン応援枠でございますが、これは当初、奨学金非利用者枠という、ちょっと生々しい名称でございましたが、これを熊^{ゆう}ターン応援枠というふうに変更いたしまして、原則として、奨学金を利用せず県外に就職している若者等を対象といたしまして、就職時に、赴任旅費に加え、定着を促すため、おおむね5年後に研修費用等を支援するものでございます。

実際に支援が開始されます平成32年度の対象者は、①から③を合わせて最大で220人程度というふうに想定をしているところでございます。

今般行います募集の内容について、御説明申し上げます。

資料の下半分で、支援の流れのところをごらんください。

県内企業と学生等のそれぞれを募集いたします。

①ですが、まず、制度に参加する県内企業等にはあらかじめ手を挙げていただき、参加企業となつていただきます。

次に、学生等には、原則として就職活動の始まる3年生時から制度に登録をしていただきたいと思っております。

そして、実際に企業、大学等の訪問を始

め、県のホームページ等を通じ、登録者に参加企業の魅力PR等を行うことによって、参加企業への就職に向けて働きかけを行ってまいります。

今のところ、10月中には、企業さんの参加募集を開始したいというふうを考えております。

また、学生等の募集につきましては、年末の帰省等も考慮しまして、12月中の登録開始のほうを想定しているところで、今準備を進めているところでございます。

御報告は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○吉野川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

川辺川ダム問題についてをごらんください。

先月7日に開催いたしました第12回五木村の今後の生活再建を協議する場の概要について、御報告いたします。

まず、国、県、五木村から、前回以降の五木村の生活再建の取り組みと今後の見通しを説明いたしました。

国からは、水没予定地の維持管理や利活用への協力、直轄砂防事業の実施状況について、説明がありました。

県からは、国道445号の整備、林道整備、治山事業、財政支援等の状況について、説明をいたしました。

村からは、水没予定地の利活用や国や県の財政支援を活用した事業等について、説明がございました。

その後、五木村から、平成31年度以降の村の生活再建振興についての持続的な財政・人的支援、国道445号及び県の受託事業であります村道神屋敷線の早期完成、県道宮原五木線の部分改良、中間土場の活用促進及び支援の継続、くまもと林業大学校における県南拠点——これは五木村に決定いただきましたの

で、その運営充実、3者協議の継続などの要望が出されました。

県といたしましては、これらの要望を踏まえまして、引き続き、村の生活再建に資する取り組みを実施、支援してまいります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○重見交通政策課長 交通政策課でございます。

熊本版図柄入りナンバープレートについて、御説明いたします。

A4縦のくまモンのナンバープレートが入っている資料をごらんください。

こちらのナンバープレートの導入に際しましては、昨年度、本委員会でも3回、進捗状況を御説明させていただいたところですが、昨日、10月1日から交付されることとなり、国土交通省から、交付手数料等最終的な事項が示されましたので、簡単に御報告をさせていただきます。

まず、この図柄入りナンバープレート、熊本を含む全国41地域において導入されております。九州では、長崎、佐世保、大分、宮崎、鹿児島が導入しているところでございます。

対象の車種でございますが、自家用、事業用の登録自動車と軽自動車となっております。二輪車、バイクは対象外となります。

昨日、10月1日から公布が開始されました。交付手数料は、普通車や軽自動車にフルカラー版を取りつける場合は、8,400円に1,000円以上の寄附金が必要となっております。また、単色のモノトーンを取りつける場合には、8,400円のみというふうになってございます。

なお、事業用の自動車には緑色の縁が、そして軽自動車には黄色の縁がつくこととなっております。

このナンバープレート、9月10日から事前

申し込み受け付けが開始されたところでして、10月1日、昨日午前10時現在では、熊本のくまモンナンバープレートの申し込み数は1,329台というふうになっておりまして、全国的に見ますと、第1位が広島東洋カープの図柄をあしらった福山ナンバー、くまモンナンバープレートが2番目ということになってございます。

なお、昨日の10月1日交付開始日の交付実績は215台となっております。

今後、県としましても、ポスター、チラシ、ホームページなどでの周知のほか、公用車への取りつけも行い、広くPRしていきたいというふうに考えてございます。

御報告は以上でございます。

○内野幸喜委員長 以上で報告6、7、8の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○大平雄一委員 6番のふるさとくまもと創造人材奨学金の、これの参加企業が10月から募集開始ということなんですけれども、どれぐらいの見込み、何社ぐらい参加予定されるのかと、この参加企業にはどういったメリットとがあるかという、その2点について教えていただきたいんですけれども。

○内田企画課長 企画課でございます。ありがとうございます。

今回想定しております人材の募集枠につきましては、今全国で31都道府県、同じような制度を持っております。

九州でも5件、長崎等が持っております、それらの状況も十分鑑みまして、一応、奨学金支援枠Ⅰ——これは大学院、6年制大学の卒業生を見込んでおりますが、が大体10人程度、それから、中小企業さんの御利用を一番念頭に置いとります奨学金支援枠Ⅱが大体100名程度、それから熊^{ゆう}ターンの応援枠を

110人程度というところで見込んでいるところでございます。

これが満杯になるように、一生懸命、今企業さんのほうあるいは大学のほう等に働きかけを行っているところでございます。

近々ホームページのほうも開設する予定にしております、さらにPR等については拍車をかけてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○大平雄一委員 その参加される企業にとってのメリットというのは何ですかね。

○内田企画課長 企業さんを回りましたときに、実は、今若干問題になっておりますが、就職の協定のスケジュール感からしますと、やはり大手さんの動きが早いという状況がございます。そういう中で、なかなか、その広告費用の問題ですとかPR経費に、この地元の企業さん方はなかなか経費が割けないという部分がございます。そこを今回の制度に乗っていただいて、まずは幅広く早い段階からPRをしていただくと。あわせて、熊本に帰りたくないという学生にとっては、地元の企業でどのような特徴があるのかとか、どのようなメリッというような特徴があるのか、どのような働き方ができるかというような情報も、お互い情報交換が早い段階でできるというところがございまして、そういう面を一応メリットとして考えているところでございまして、企業様のほうからも、そういうのを非常に評価をいただいているという状況でございます。

○内野幸喜委員長 ほか、質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 はい。なければ、以上で質疑を終了します。

次に、その他に入りますが、何かありませ

んか。

○早田順一委員 1点だけ。震災発災後、県の予算というのも年々減ってきております。減ってきているということは、復興が進んでいるということでしょうけれども、それとあわせて、人ですね、応援。他の自治体から、県もそうですし、市町村にも応援が来られていると思いますけれども、今何人ぐらい、県に限ってあれですけど、何人ぐらい応援で来られているのかをちょっと教えてください。

○小原人事課長 人事課でございます。

他の都道府県からの応援、たくさんいただいております、平成29年度が112名、今年度、平成30年度では86名、4月1日現在で派遣いただいております。

○早田順一委員 今その災害が日本全国多発しております。西日本豪雨や台風、地震も北海道でありました。そういったところにも、ほかの自治体も行かれていますと思いますけれども、熊本県も恩返しとしてまた行かなければいけないと思いますが、来年度、熊本災害だけではなくて、ほかのところにも多分行かれると思いますが、来年度どれぐらい見込まれているのかをちょっとお尋ねします。

○小原人事課長 人事課でございます。

今委員言われたとおり、西日本災害あるいは大阪の地震、北海道の地震等々ございまして、86名、4月1日現在では派遣いただいていたんですが、途中で地元の災害対応のためにということで、8名ほど今地元のほうにお帰りいただいたところでございます。

そういう状況、あるいはその被災した、例えば、広島、愛媛等でありますれば、中国地方あるいは四国地方等につきましては、やはり近隣のところに派遣をされていくということもなるかなと思っております、非常に厳

しい状況かなというふうに思っております。

来年度の人数でございますが、今年度は先ほど言いましたように86名でございますが、震災復興の事業等もかなり進んできております。来年度は50名から60名程度ということで、全国知事会あるいは総務省、それと各都道府県、今派遣いただいている都道府県等に依頼していきたいというふうに思っております。

あわせて、今年度も採用しておりますが、任期つき職員ということで、我々としては、今申し上げました50名から60名程度、各都道府県にお願いしたいと思っておりますが、そこが充足できない可能性もございますので、任期つき職員につきましても、来年度さらに採用したいということで考えております。

○内野幸喜委員長 ほかに何かありませんか。

○濱田大造委員 1週間ぐらい前のニュースで、新聞記事で、茨城県が公文書の電子決裁化をほぼ100%到達という記事が載っていて、すごく感心したんですが、そうすることによって、公文書の保管というのが、今ペーパーをどれを残すというのは、現場でどれを残そうか、捨てるかと、そういう煩わしい業務が将来的に全部なくなると、全て残せるわけですので、そういう電子化の流れというのは、熊本県は今どういう議論になっているか、大まかでいいですので教えてください。

○村上県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

現在、まず文書管理システムということで、その中で、電子で起案等、決裁を伺う場合は電子化をしております、それとは別に、旅行命令でありますとか、一般的な庶務的な仕事も電子決裁をできるようになってお

ります。

今言いました旅行命令でありますとか、ある程度定例的な分は、今電子決裁ということも結構、ほとんどやっているんですけども、一般的な、我々が起案文書と言っております意思決定をするようなものについては、一応電子決裁、システム的にはできるようになっていますが、余り進んでないという状況でございます。

茨城の新聞を見まして、いろいろ尋ねてみましたけれども、やはり電子決裁となりますと、今、紙決裁ですといろいろな資料を一度に見て決裁できるというのが、電子だとなかなか一度に画面で見られないとか、そういうある中で、一部は原本をその決裁の際に持って行って決裁しているとか、なかなか単純に、電子だけでというのは、なかなか難しいようなところもどうもあるようでございます。

今文書の保存の話ございましたけれども、今何とか——保存している文書がふえているのは事実ですけども、今のところ数年はまだ保存は可能かなと思っておりますので、きゅうきゅうにはございませんけれども、我々も少し電子化といいますか、そのあたりについては考えていかないといけないなという認識は持っているところでございます。

以上です。

○濱田大造委員 了解しました。

○内野幸喜委員長 ほかに何かありませんか。

なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が7件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

これをもちまして、第4回総務常任委員会を閉会いたします。

午後0時6分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する
総務常任委員会委員長